

令和5年度 駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
1	(株) 水機テクノス	令和5年5月30日 ～ 令和5年6月29日	1か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第10号 (不正又は不誠実)	対象会社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止等)を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため
2	水道機工(株)	令和5年5月30日 ～ 令和5年6月29日	1か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第10号 (不正又は不誠実)	対象会社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止等)を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため
3	西武建設(株)	令和5年8月30日 ～ 令和5年9月29日	1か月間	駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 ・別表第2第10号 (不正又は不誠実)	対象会社は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、同申請により得た結果を公共工事の発注者に提出した。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日付で国土交通省関東地方整備局から営業停止処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。